

(傷病手当金) の計算方法が変わります!
出産手当金

いつもお世話になっております。



今年インフルエンザがすごい流行、していますね。
学校も学級閉鎖がポツポツ出てきています。
みなさんも気を付けて下さいね。

さて、病気やけがをされて仕事を休んだ場合や出産の前後に仕事を休み給付を受けられなかった場合には、傷病手当金、出産手当金を申請することで給付を受けることができます。

その計算方法が平成28年4月1日から変わります。

今まで... $(\text{休んだ日の標準報酬月額}) \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

H28年4月から...

$(\text{支払日開始以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}) \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

基準による標準報酬月額の見方が変わります。

標準報酬月額が高い方が給付が多くなるという事で、

お休ませられる前に給付額を上げる事によって、もらえる給付金が多くなります。

そういった不正受給を防ぐ狙いもあるようです。

逆に給付額が直前で下がった場合でも、過去12ヶ月の平均を取ってくれるのはありがたいですね♡

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。